

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年10月7日

水 曜 日

第 3967 号

目 次

告 示

- 特定猟具使用禁止区域の指定 1
- 休猟区の指定 2
- 特例休猟区の指定 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定
- 土地収用法による事業の認定 4

公 告

- 公共測量の実施 8
- 土地改良区の役員の就退任

監査委員公告

- 監査の結果の公表 9

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第396号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定 猟具の種類
福光特定猟具使用禁止区域	別紙図面に表示する区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃器

下熊野特定猟具使用禁止区域	同上	同上	同上
---------------	----	----	----

（「別紙図面」は、省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第397号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間
五十里休猟区	別紙図面に表示する区域	平成27年11月1日から 平成30年10月31日まで
上野方休猟区	同上	同上
南加積休猟区	同上	同上
高坪休猟区	同上	同上
上利賀休猟区	同上	同上
利田休猟区	同上	同上
境休猟区	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第398号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月7日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
五十里休猟区	別紙図面に表示する区域	平成27年11月1日から 平成30年10月31日まで	イノシシ ニホンジカ
上野方休猟区	同上	同上	同上
南加積休猟区	同上	同上	同上
高坪休猟区	同上	同上	同上
上利賀休猟区	同上	同上	同上
利田休猟区	同上	同上	同上
境休猟区	同上	同上	同上

（「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

富山県告示第399号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成27年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
瑠璃光薬局弥生 町店	富山市弥生町二 丁目 4 番23号	精神通院医療		平成27年10月 1 日
アイン薬局黒部 店	黒部市牧野 736 番 5	精神通院医療		平成27年10月 1 日
どんぐり薬局	高岡市赤祖父593 番 2	精神通院医療		平成27年10月 1 日
訪問看護ステー ション呉羽	富 山 市 呉 羽 町 3732	精神通院医療		平成27年10月 1 日
中部薬品高岡羽 広薬局	高岡市羽広二丁 目 1 番 6 号	精神通院医療		平成27年10月 1 日
クスリのアオキ 下奥井薬局	富山市下奥井一 丁目 1 番26号	精神通院医療		平成27年10月 1 日
クスリのアオキ 木津薬局	高岡市木津1426 番地 1	精神通院医療		平成27年10月 1 日
チューリップ立 山薬局	中新川郡立山町 日俣 323番地 1	精神通院医療		平成27年10月 1 日

富山県告示第400号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

平成27年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 起業者の名称

氷見市

2 事業の種類

駅北広場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

氷見市伊勢大町一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、氷見市伊勢大町一丁目地内の土地を起業地とする駅北広場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、氷見市が事業主体となり、都市計画道路の改良工事により支障となったJR氷見駅北自転車駐車場の代替施設として、駅への通勤・通学時自転車利用者にとって不可欠な駐車場の整備を行うものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である氷見市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

市では、「300万人交流都市の拠点としてふさわしいまちづくり」を将来ビジョンに掲げ、“まちがにぎわい、やすらぎを感じ、市民が快適性を実感できる”市街地形成を目指しており、その実現のため、平成23年度から5カ年計画にて国土交通省都市局所管の都市再生整備計画事業を申請し事業を

進めてきている。

この計画の中では、「観光客と住民が行き交うまちなかづくり」をキーワードとして、まちの玄関口である J R 氷見駅周辺を氷見の「顔」として整備することとしているが、J R 氷見駅から漁村文化を感じる「番屋」のイメージを施設に取り入れた「道の駅氷見・ひみ番屋街」への歩行動線がわかりにくいため、同様のイメージを取り入れた歩行動線の整備と、その動線効果によるまちなかへの回遊の広がりが求められている。

さらに、J R 氷見駅までのアクセス道路である都市計画道路の改良工事により J R 氷見駅北自転車駐車場が支障となり、駅への通勤・通学時自転車利用者の自転車の収用台数が不足するため、利便性の低下を招かないよう駅周辺での早急な代替施設の整備が求められている。

このため、自転車駐車場が整備されることにより、J R 氷見駅周辺において不足する自転車収用台数が確保され、より駅舎に近い場所に設置されることから自転車利用者の利便性の向上が図られる。また、雑草が生い茂る J R 廃線敷地を利用することで、まちなかにおける居住環境の改善にも寄与すると考えられる。さらに、駐車場から駅舎へ通じる歩道には、「番屋」のイメージを取り入れ集客施設への歩行動線とし、自転車駐車場前には広場を併設し地域団体に活動の場を提供することで、行き交う観光客と地域住民との交流の機会の創出と、統一感が生まれるまちなかへの回遊が高まり、観光振興にも寄与すると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が保護するため特別の措置を講ずべき文化財、動植物等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、J R 氷見駅北自転車駐車場の代替施設として、駅舎の北側において、駅への通勤・通学時自転車利用者の利便性や地域交流の場としてその活動における交通安全の確保が図られる 3 候補地で比較検討した結果、整備に係る経費比較、周辺環境への影響等の観点から最も優れたものと選定されており、その選定は適当なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

都市計画道路の改良工事により J R 氷見駅北自転車駐車場が支障となり、駅への通勤・通学時自転車利用者の自転車の収用台数が不足するため、利便性の低下を招かないよう駅周辺での代替施設を整備するものであることから、早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

氷見市役所

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成27年 7 月 2 日から平成28年 3 月11日まで

3 作業地域

富山市（平成27年度 富山市基本図データ整備 地内）

土地改良区の役員の退任

上条用土地改良区の役員であった次の者が平成27年 8 月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年10月 7 日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	鹿 熊 久 三	富山市水橋北馬場 184番地
同	小 川 勇	中新川郡上市町下荒又 53番地
同	田 中 弘	同 同 放土ヶ瀬88番地
同	大 橋 國 昭	富山市水橋池田館 245番地
監 事	佐 竹 信 久	同 水橋高寺 172番地
同	勇 伊 昭 信	同 水橋田伏 258番地

同 中川幸雄 中新川郡上市町上荒又 7番地

土地改良区の役員の就任

上条用水土地改良区の役員に次の者が平成27年8月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年10月7日

職名	氏名	住 所	番地
		富山県知事	石井隆一
理事	鹿熊久三	富山市水橋北馬場	184番地
同	小川勇	中新川郡上市町下荒又	53番地
同	山本茂樹	富山市水橋池田町	279番地
同	金木清明	同 水橋清水堂	3211番地
同	田中秀一	中新川郡上市町放土ヶ瀬	136番地
同	田中達郎	同 同 上荒又	53番地
同	堀治茂	富山市水橋田伏	211番地
監事	佐竹信久	同 水橋高寺	172番地
同	勇伊昭信	同 水橋田伏	258番地
同	中川幸雄	中新川郡上市町上荒又	7番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、平成27年8月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年10月7日

富山県監査委員 宮本光明
 富山県監査委員 武田慎一
 富山県監査委員 酒井三郎

富山県監査委員 桶 屋 泰 三

1 県の機関

(1) 監査対象箇所

		監 査 年 月 日
議会事務局	議 会 事 務 局	平成27年8月18日
知事政策局	知 事 政 策 局	平成27年8月26日
同	秘 書 課	平成27年8月19日
同	消 防 課	平成27年8月21日
同	防 災 ・ 危 機 管 理 課	平成27年8月18日
経営管理部	人 事 課	平成27年8月18日
同	文 書 総 務 課	平成27年8月18日
厚生部	厚 生 企 画 課	平成27年8月6日
同	高 齢 福 祉 課	平成27年8月10日
同	児 童 青 年 家 庭 課	平成27年8月11日
同	障 害 福 祉 課	平成27年8月11日
同	医 務 課	平成27年8月10日
同	健 康 課	平成27年8月11日
同	生 活 衛 生 課	平成27年8月5日
同	く す り 政 策 課	平成27年8月11日
商工労働部	商 工 企 画 課	平成27年8月6日
同	経 営 支 援 課	平成27年8月10日
同	商 業 ま ち づ くり 課	平成27年8月6日
同	立 地 通 商 課	平成27年8月5日
同	労 働 雇 用 課	平成27年8月5日
同	職 業 能 力 開 発 課	平成27年8月5日
農林水産部	新川農林振興センター	平成27年8月31日
同	富山農林振興センター	平成27年8月31日
土木部	建 築 住 宅 課	平成27年8月19日
同	高 岡 土 木 セ ン タ ー	平成27年8月25日
同	砺 波 土 木 セ ン タ ー	平成27年8月24日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

土 木 部	和 田 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平 成 27 年 8 月 24 日
同	利 賀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平 成 27 年 8 月 24 日
同	境 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平 成 27 年 8 月 3 日
同	富 山 新 港 管 理 局	平 成 27 年 8 月 6 日
同	伏 木 港 事 務 所	平 成 27 年 8 月 25 日
出 納 局	検 査 室	平 成 27 年 8 月 19 日
同	出 納 課	平 成 27 年 8 月 18 日
同	総 務 会 計 課	平 成 27 年 8 月 21 日
同	高 岡 出 納 室	平 成 27 年 8 月 18 日
同	砺 波 出 納 室	平 成 27 年 8 月 18 日
公安委員会	総 務 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	警 察 相 談 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	会 計 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	情 報 管 理 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	警 務 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	教 養 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	厚 生 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	監 察 官 室	平 成 27 年 8 月 26 日
同	留 置 管 理 課	平 成 27 年 8 月 26 日
同	生 活 安 全 企 画 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	地 域 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	通 信 指 令 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	少 年 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	生 活 環 境 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	刑 事 企 画 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	捜 査 第 一 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	捜 査 第 二 課	平 成 27 年 8 月 27 日
同	組 織 犯 罪 対 策 課	平 成 27 年 8 月 27 日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

公安委員会	港 湾 地 区 特 別 捜 査 隊	平成27年 8 月27日
同	鑑 識 課	平成27年 8 月27日
同	科 学 捜 査 研 究 所	平成27年 8 月27日
同	交 通 企 画 課	平成27年 8 月26日
同	交 通 指 導 課	平成27年 8 月26日
同	交 通 規 制 課	平成27年 8 月26日
同	運 転 免 許 セ ン タ ー	平成27年 8 月26日
同	交 通 機 動 隊	平成27年 8 月26日
同	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	平成27年 8 月26日
同	公 安 課	平成27年 8 月27日
同	警 備 課	平成27年 8 月27日
同	警 衛 対 策 課	平成27年 8 月27日
同	機 動 隊	平成27年 8 月27日
同	警 察 学 校	平成27年 8 月26日

(2) 監査対象年度

平成25年度及び平成26年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

〈〈注意事項〉〉

- ア 収入科目を誤っているものがあった。
- イ 支出科目を誤っているものがあった。
- ウ 支払事務に遅延が生じた。
- エ 契約内容が適正でないものがあった。

- オ 指定管理にかかる業務計画の承認について、協定書に違反していた。
- カ 交通事故による損害が生じた。（4箇所）
- キ 施設管理事故による損害賠償があった。（3箇所）
- ク 財産報告の内容を誤っているものがあった。（2箇所）
- ケ 普通財産貸付台帳に登録漏れがあった。
- コ 公有財産台帳等に未整理のものがあった。
- サ 行政財産使用許可に係る使用料の算定誤りがあった。
- シ 盗難による損害が生じた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所	監 査 年 月 日
公益社団法人富山県農林水産公社	平成27年8月6日
公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター	平成27年8月10日

(2) 監査対象年度

平成26年度

(3) 監査結果

補助団体における補助事業の執行、出資団体における財務の執行及び公の施設の管理団体における業務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

